

平成29年度

白鷹町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人 白鷹町社会福祉協議会

平成29年度白鷹町社会福祉協議会事業計画書

I 基本方針

急速な少子高齢化社会の進行や、地域社会及び家族形態の変化等を背景に、福祉ニーズが多様化・複雑化する中、公益性と非営利性を備えた社会福祉法人に求められる役割は、ますます重要なものとなっています。

そのような中、「社会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」を一体的に行うことを柱とした「社会福祉法等の一部を改正する法律」が平成28年4月1日に一部施行され、本年4月1日より全部施行されます。法律改正の趣旨である組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などに努め、社会福祉協議会に求められる公益性等を踏まえ、一層の自覚を持った事業活動を展開してまいります。

今年度は新規事業として、平成30年4月から「ひがしね保育園」の設置運営を本会で実施することに伴い、本会の保育、調理職員を「ひがしね保育園」に派遣し、町職員と本会職員による引継保育を行います。

地域福祉につきましては、地域におけるさまざまな福祉問題について、地域住民を始め、民生委員・児童委員、各福祉団体等と連携し、支え合い、「誰もがふつづくらすしあわせ」を実感できる地域づくりをめざし、問題解決に向けた取り組みをなお一層推進いたします。特に、福祉バスの運行が、町から本会に委託されたことに伴い、いきいきサロンでの活用の充実や、町が行う「買い物環境充実支援実証実験事業」と情報交換を図りながら、買い物難民と言われる高齢者を対象に、「買い物ツアー」を実施いたします。

近年、自然災害が全国的に多発しています。白鷹町においても、平成25年、26年と豪雨災害が発生いたしました。このことを踏まえ、平成28年度に初めて、町の総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る訓練を行いました。今年度も引き続き実施し、災害に対する備えを一層進めてまいります。

居宅介護及び訪問介護事業については、経営的に厳しい状況にありますが、地域住民のニーズに応えるため、今後とも制度改正等を見据えながら、健全経営に努めてまいります。

また、子育て支援拠点施設の経営については、さくらの保育園、子育て支援センター、放課後児童クラブの各事業を一体的にとらえ、職員の配置を流動的に行うとともに、地域や保護者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、安心して安全な施設の運営に努めてまいります。

荒砥高等学校支援として実施している「介護職員初任者研修」については、大変有効な福祉人材の確保、就職支援につながっていることから、関係機関との連携のもと、引き続き実施してまいります。なお、本年度から白鷹高等専修学校の生徒も受講対象といたします。

生活困窮者自立支援事業については、引き続き山形県から委託を受けて、西置賜3町の社会福祉協議会が組織した共同体で、自立相談支援・家計相談支援事業を行ってまいります。

本会は、地域福祉を推進する中核的団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するため、「白鷹町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、関係機関や各種団体との連携をより一層密にし、地域住民の理解と協力を得ながら、「自立と協働一共に支え合うまちづくり」を基調として、各事業に取り組んでまいります。

Ⅱ 重点事業

1. ひがしね保育園引継保育の実施

町が設置運営する「ひがしね保育園」の運営形態を、平成30年度から、民設民営として本会が設置運営するに当たり、本会より保育士及び調理師を派遣し、1年間の引継保育を実施します。

2. 地域福祉・在宅福祉の推進

地域住民、関係各団体等と連携し、地域における福祉問題を把握し、その解決を図るため、相談・支援体制の充実を図ります。

3. 福祉サービス利用や生活自立の支援

誰もが必要な時に必要なサービスが受けられるよう、また生活自立を支援するための取り組みを推進します。

4. 介護保険等事業の充実

在宅における生活を支援するための介護保険、介護予防事業などの充実を図るとともに、健全経営に努めます。

5. ボランティアの育成支援

ボランティア活動をしている個人や団体の登録を勧め、情報の提供や連携を図り、ボランティア活動の育成、支援に努めるとともに、地域におけるボランティア活動の充実・向上に取り組みます。

6. 子育て支援拠点事業の推進

さくらの保育園、子育て支援センター及び放課後児童クラブの運営など、地域の子育て支援拠点施設としてサービスの充実・向上に努めます。

7. 生活困窮者自立支援制度による自立相談支援・家計相談支援の推進

山形県から委託を受け、本会にセンター機能を、小国町、飯豊町にサブセンターを設置して、県及び町の行政担当部署及び関係機関、関係団体と連携しながら、第2のセーフティネットとして、問題を抱える相談者の困窮状態からの早期脱却を支援します。

Ⅲ 事業計画

1. ひがしね保育園引継保育の実施

(1) ひがしね保育園引継保育の実施	これまでの「ひがしね保育園」の特色である障がい児保育等を引き継ぐとともに、新たに実施する2歳児保育に対応するため、本会より保育士（正職員4名、嘱託1名）及び調理師（嘱託2名）計7名を派遣し、1年間の引継保育を実施いたします。
--------------------	--

2. 地域福祉在宅福祉の推進

(1) 地域ネットワークの推進	福祉推進員（区長・町内長）を委嘱し、民生委員との連携を図り、地域における見守り支援のネットワークの形成を図ります。また、地域における福祉問題などを話し合う福祉座談会を開催します。 ◆ 福祉推進会議の開催 ◆ 福祉座談会の開催
(2) 民生委員・児童委員活動の支援	地域における見守り・支援、関係機関とのつなぎ役としての活動を支援します。 ◆ 福祉カルテ・災害時要援護者台帳の整備 ◆ 児童遊園地の点検・補修、児童通学路の安全点検 ◆ 地域での見守り、相談事業の推進
(3) ふれあいサロン事業の推進	閉じこもりがちな高齢者に集いの場を提供し、高齢者の孤独感や不安感の解消、また、介護予防の促進を図り、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせることをめざす「ふれあいサロン」事業を支援します。 ◆ 町内32カ所開設
(4) 善意銀行の運営	住民の善意の寄付や奉仕活動の預託を受け、ボランティア活動などに払出しを行い、社会福祉の増進を図ります。
(5) 友愛訪問活動	老人クラブ会員による一人暮らしや高齢者世帯の訪問活動で地域での見守り活動を支援します。
(6) 配食サービスの実施	週1回ボランティアが弁当を配布し、見守り訪問を行います。 ◆ 利用者負担 200円 ◆ 対象世帯 支援の必要な世帯 ◆ ボランティア 5名

(7) 社協だより「ふれあい」の発行	社協活動の事業内容や社会福祉サービスを周知し、地域福祉の意識高揚に努めます。 ◆ 年4回、全戸配布
(8) 社会福祉活動功労者顕彰事業	多年にわたり社会福祉、ボランティア活動に尽力された団体・個人を顕彰し、福祉の高揚を図ります。

3. 福祉サービス利用や生活自立の支援

(1) 生活相談所の開設	住民の日常生活上の相談に応じ、地域住民の福祉の増進を図ります。 ◆ 相談日 第1・3水曜日（祝祭日を除く） 第1水曜日は、弁護士による法律相談 ◆ 場 所 老人福祉センター ◆ 相談員研修の実施
(2) 福祉サービス利用援助事業	認知症、精神障害者、高齢等の要支援者に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより在宅での自立した生活を支援します。
(3) 生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、高齢者及び障害者世帯の自立更生を図るための資金貸付事業を行います。 ◆ 総合支援資金（生活費用、住宅入居費等） ◆ 福祉資金（医療費、冠婚葬祭費、緊急小口資金等） ◆ 教育支援資金（高校・大学等への入学・就学資金） ◆ 不動産担保型生活資金（居住用不動産を担保にして生活資金を貸付け）
(4) たすけあい資金貸付事業	低所得世帯に対し、緊急に必要な資金の貸付を行います。 ◆ 貸付限度額 10万円（無利子、5万円を超えれば連帯保証人必要）
(5) 罹災世帯の援助	火災、その他災害等に遭われた世帯への支援
(6) 福祉機器の貸付事業	障害のある方に対し、福祉機器（車いす）の貸し出しを無償で行います。
(7) 福祉バス運行事業	福祉バスを利用し、各種福祉大会への参加や福祉団体等の行事への参加、各地区いきいきサロンの催事等での利活用の充実を図るとともに、いきいきサロンのボランティアの皆様等の協力を得ながら、年3回から4回の「買い物ツアー」を盆・正月・お彼岸の準備に向けた時期に実施いたします。

4. 介護保険等事業の充実

(1)居宅介護支援事業	<p>介護認定を受けた方に対し、適切なサービスが受けられるよう関係機関と連携を取り、ケアプランを作成します。</p> <p>◆ 営業日 月曜日～金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）</p> <p>◆ 営業時間 8時30分～17時15分</p>
(2)訪問介護事業	<p>介護認定を受けた方に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活援助、身体介護等のサービスを提供します。</p> <p>◆ 営業日 日曜日～土曜日（毎日）</p> <p>◆ サービス提供時間 午前8時～午後10時</p>
(3)障害福祉サービス事業	<p>身体・知的・精神障害者の方に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活援助、身体介護等のサービスを提供します。また、小・中・高等学校生の特別支援学校への通学支援も行います。</p> <p>◆ 営業日等は訪問介護事業と同じ</p>
(4)生活管理指導員派遣事業	<p>介護保険に該当しない方で日常生活に不安のある高齢者世帯等に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事等のサービスを提供します。</p> <p>◆ 営業日等は訪問介護事業と同じ</p>
(5)通所型デイサービス事業（ハ乙女げんき塾）	<p>介護保険に該当しない方に対し、通所により、閉じこもりの防止、介護予防に効果があるとされるサービスを提供し、自立した生活の支援を行います。</p> <p>◆ 定員 120名</p> <p>◆ 開催日 月曜日～金曜日（祝日を除く）</p>
(6)家族介護者交流事業	<p>寝たきり等の家族を介護する方に対するリフレッシュ事業を行います。</p>

5. ボランティア育成支援と福祉教育の推進

(1)ボランティア育成支援	<p>ボランティアの相談、登録、斡旋の窓口としての機能強化を図ります。</p> <p>◆ ボランティア連絡協議会の運営</p> <p>◆ ボランティア研修会の実施</p> <p>◆ 傾聴ボランティアの推進</p> <p>◆ 除雪ボランティアの対応</p>
---------------	---

(2)災害ボランティアセンター設置運営訓練事業	災害時における災害ボランティアセンターの立ち上げに向けて、職員のスキルアップのための研修を行うとともに、町が行う総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行い、いつ起こるかわからない災害に即応できる体制整備を図ります。
(3)福祉教育研究指定校の委嘱	社会福祉への理解と関心を深めるため、各小学校における福祉教育、福祉思想の普及啓発活動を支援します。
(4)高校・中学生ボランティア活動事業協力校の委嘱	ボランティア活動を通し、社会福祉についての理解と関心を深めるため、高校、中学校におけるボランティア活動を支援します。

6. 福祉団体活動支援

(1)民生委員児童委員協議会	<p>地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、地域住民の身近な支援者として、社会福祉の増進のために、地域福祉の充実のため、団体の事務局として、その活動を支援します。本年度は、民生委員制度創設100周年を迎える記念すべき年となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生委員・児童委員 51名 ◆ 主任児童委員 3名 ◆ 地区民児協の開催 ◆ 専門研修会の実施
(2)老人クラブ連合会	<p>高齢者福祉の向上のため、介護予防のための健康づくり活動や会員相互の支えあいなど地域を基盤とする活動を育成援助していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 単位老人クラブ 5クラブ ◆ 会員数 205名 ◆ グラウンドゴルフ・ワナゲ大会の開催 ◆ 研修会、研修旅行の実施
(3)身体障害者福祉協会	<p>身体障がい者（手帳所持者）の会員相互の福祉の向上と親睦を図るため、その活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 会員数 90名 ◆ 研修会・スポーツ大会の実施 ◆ 県福祉大会への参加 ◆ 県障がい者スポーツ大会への参加

(4)手をつなぐ育成会	<p>知的障がい者の福祉の増進、会員相互の連携と研修など、会の活動を支援していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 会員数 36名 ◆ 自立訓練研修 ◆ 県知的しょうがい者福祉大会への参加
(5)遺族会	<p>戦没者遺族の相互扶助と福祉の増進を図るため、その活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 会員数 279名 ◆ 町戦没者追悼式への参加 ◆ 全国・県戦没者追悼式への参加 ◆ 地区遺族会

7. 共同募金運動の展開

(1)赤い羽根共同募金運動	<p>住民に身近な共同募金活動を目指し、町民皆様のご理解と参加により社会福祉事業、福祉団体の助成、在宅福祉サービス活動を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施時期 10月～12月 ◆ 募金額 1戸 600円
(2)歳末たすけあい運動	<p>共同募金活動の一環として地域住民やボランティア、民生委員・児童委員の協力のもと、一人暮らしの高齢者世帯、準要保護児童への支援、友愛訪問活動、地域福祉活動等を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施時期 12月 ◆ 募金目標額 1戸 300円

8. 子育て支援拠点事業の推進

(1)さくらの保育園経営	<p>健やかで、心豊かな子供を育てる環境づくりに努めるとともに安心感と信頼感のある保育に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育目標 <ul style="list-style-type: none"> ①心身ともに健康な子ども ②意欲、自主性、思いやりのある子ども ③豊かな感性をもつ子ども ◆ 入所定員 150名 ◆ 開園時間 午前7時から午後7時まで
--------------	--

<p>(2)子育て支援センターの 管理運営</p>	<p>指定管理者として子育てを地域で支え合う環境づくりを行い、保護者の子育て力の向上を支援します。</p> <p>◆ 運営目標</p> <p>①親同士、子ども同士の交流 ②子育て相談や情報交換の場の提供 ③地域に根ざした子育て支援活動の展開</p> <p>◆ 事業内容</p> <p>①遊び広場の開催 ②育児相談、育児講座の開催 ③子育てサークルの支援 ④ファミリーサポートセンターの運営</p> <p>◆ 開館時間 午前8時30分～午後5時 (日曜日・祝日は午前9時～午後4時)</p>
<p>(3)放課後児童健全育成事業（鮎っ子クラブ、蚕桑っ子クラブ）の受託</p>	<p>小学校に通う児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成に努めます。</p> <p>◆ 運営目標</p> <p>「ともに学び、ともに遊び、ともに働く」</p> <p>◆ 利用時間</p> <p>①平日：午前11時～午後7時 ②土曜、長期休暇、学校代休日：午前7時～午後7時</p>

9. 生活困窮者自立支援事業の推進

<p>(1)生活困窮者自立相談支援事業の推進</p>	<p>主任相談支援員、相談支援員、就労支援員（兼務）を配置し、個々の相談者のニーズや状況をアセスメントしたうえで、支援計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携・調整等のコーディネート等を行い、相談者の困窮状態からの早期脱却を支援します。</p>
<p>(2)生活困窮者家計相談支援事業の推進</p>	<p>家計相談支援員を配置し、家計収支の均衡が取れていない相談者に対し、課題や目標、支援内容についてまとめた家計支援計画を作成し、家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援等を行い、早期に生活が再建されることを支援します。</p>

10. 介護職員初任者研修の実施

(1)実施場所	健康福祉センター、白光園
(2)研修期間	平成29年5月2日～10月27日
(3)カリキュラム等	講義、演習、実習 130時間
(4)受講資格	荒砥高校及び白鷹高等専修学校第3学年、他に受講を希望する白鷹町民及び白鷹町内に勤務する者

11. 法人運営管理

(1)法人の運営	<p>①理事会の開催 理事 11名 業務執行に関する意思決定機関 (評議員会に上程する議案等の審議 5月、3月、他)</p> <p>②評議員会の開催 評議員 13名 法人運営の議決機関 (決議事項：定款の変更、理事・監事の選任、解任、予算・事業計画の承認、決算・事業報告の承認など 6月、3月、他)</p> <p>③監査の実施 監事 2名 事業、決算の監査(5月)</p> <p>④三役会(随時) 理事会、評議員会への上程議案等について審議</p>
(2)財政基盤の確保	<p>法人の自主財源を確保し、地域福祉の推進を図るため、趣旨に賛同する方から会費を募ります。</p> <p>◇ 普通会費 1世帯 1,200円</p> <p>◇ 賛助会費 1口 1,000円</p>
(3)役職員研修	法人運営に資するため、役員及び職員研修を計画的に実施します。
(4)連絡調整	<p>置賜地区、西置賜地区社協と連携を図り事業を推進します。</p> <p>◇ 置賜地方社会福祉協議会連絡会</p> <p>◇ 西置賜地方福祉連絡会議</p>

IV 職員体制

部 門	正職員（うち 町派遣職員）	嘱託職員	パート職員	計
事務局	4名			4名
居宅介護支援事業所	2名			2名
訪問介護事業所	2名	11名	3名	16名
生きがいデイサービス事業		1名	3名	4名
さくらの保育園	15名(1名)	13名	7名	35名(1名)
子育て支援センター		1名	7名	8名
放課後児童健全育成事業		2名	8名	10名
ひがしね保育園	4名	3名		7名
合 計	27名(1名)	31名	28名	86名(1名)